

# 北海道科学大学マイカークラブ会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、「北海道科学大学マイカークラブ」（以下「マイカークラブ」という。）と称する。

(目 的)

第2条 マイカークラブは、会員の車両による交通事故防止及びセーフティラリーによる交通事故防止の啓発を図るため、運転技能及び整備技術、交通安全意識の向上に努め、安全運転に徹するとともに、会員相互の親睦と福祉の増進を図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 マイカークラブの会員は、北海道科学大学及び北海道科学大学短期大学部（以下「本学」という。）構内に設置する駐車場を使用する本学学生、本学教職員及び法人内職員で、会費を納入した者とする。

2 会員には、入会時に駐車場使用登録証を交付するものとする。

## 第2章 役 員

(役員構成)

第4条 マイカークラブに、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 2 名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 会計監事 2 名
- (5) 顧 問 2 名

(役員を選出)

第5条 会長は学生支援センター長があたり、マイカークラブを統轄する。

2 副会長、幹事及び会計監事は、会長が任命するものとする。

3 顧問は、教職員会員から2名選出するものとする。

4 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

5 役員に欠員を生じた場合は、役員会においてその補充者を選出するものとする。補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する
- (3) 幹事は、会務を分掌し、会の事業遂行に必要な企画・立案等の事務を処理する
- (4) 会計監事は、会計事務を監査する
- (5) 顧問は、会務の円滑化を図るために助言する

### 第3章 役員会

(役員会)

第7条 マイカークラブに役員会を置く。役員会は第4条に定める者をもって組織する。

(役員会の召集)

第8条 会長は、必要に応じて役員会を召集し、その議長となる。

(役員会の定足数)

第9条 役員会は、役員<sup>の</sup>3分の2以上(委任状を含む。)の出席をもって成立し、その議決は出席役員<sup>の</sup>過半数の賛成を要する。

(役員会の審議事項)

第10条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) マイカークラブの運営に関する基本事項
- (2) 予算並びに決算に関する事項
- (3) 会則の改廃に関する事項
- (4) その他必要と認める事項

### 第4章 事業

(事業)

第11条 マイカークラブは、次の事業をおこなう。

- (1) 交通安全のための講習会
- (2) 自動車の整備技術に関する講習会
- (3) 交通安全及び事故防止に関する資料の配布
- (4) セーフティラリーに関する活動
- (5) その他、マイカークラブの目的達成に必要な事項

### 第5章 その他

(運営費)

第12条 マイカークラブの運営経費は、会費・寄付金・その他の収入をもってあてる。

(会費)

第13条 会員は、毎年度、会費として300円を納入しなければならない。

(会計年度)

第14条 マイカークラブの会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の改廃)

第15条 この会則の改廃は、役員会の議を経るものとする。

### 付 則

- 1 この会則は、昭和53年10月1日から施行する。
- 1 この会則の改正は、昭和56年6月3日から施行する。
- 1 この会則の改正は、昭和57年6月1日から施行する。
- 1 この会則の改正は、昭和58年5月1日から施行する。
- 1 この会則の改正は、平成元年5月1日から施行する。

- 1 この会則の改正は、平成22年5月1日から施行する。
- 1 この会則の改正は、平成23年5月1日から施行する。
- 1 この会則の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この会則の改正は、平成26年5月1日から施行する。
- 1 この会則の改正は、平成27年5月1日から施行する。
- 1 この会則の改正は、平成30年4月1日から施行する。